

個人情報の第三者への提供

当組合は、その保有する個人情報（個人データ）について、平成１６年１２月２７日付厚生労働省保険局長通達『健康保険組合等における個人情報の適切な取扱いのためのガイドラインについて』（保発第１２２７００１号）において示されている、『被保険者等にとって利益となるものや医療費通知などの現行通知方法を変更することにより、健保組合の負担が膨大である上、明示的な同意を得ることが必ずしも本人にとって合理的であるとはいえない内容については、被保険者等から特段明確な反対・保留の意思表示がない場合には、これらの個人情報の利用について黙示による包括的な同意が得られているものとして扱うことができる。』に基づき、次の事項について包括的な合意を得たこととして取扱います。

1. 個人情報第三者への提供（包括的合意事項）

医療費通知その他保健事業として実施する事項については、通知の分析及び作成に必要な内容を提供することとし、世帯まとめて通知するものとします。

2. 第三者へ提供する個人情報（個人データ）の項目及び手段・方法

(1) 第三者に提供される個人情報の項目

- ① 医療費通知・・・受診者氏名、診療年月、支給期間、診療区分又は給付種別、日数、医療費総額、健保負担額、自己負担額、診療を受けた医療機関の名称、法定給付費額、付加給付額、支払日
- ② 生活習慣病重症化予防通知・・・対象者氏名、特定健診及び特定保健指導実施結果、診療報酬明細書の内容
- ③ 重複、多剤服薬及び頻回、梯子、時間外受診に関する啓発通知・・・対象者の氏名、診療報酬明細書の内容

(2) 提供の手段又は方法 通知は健康保険組合からの郵送もしくは事業所経由でお渡しします。

3. 第三者への提供の停止手続

- (1) 被保険者等は、利用目的の中で同意しがたいものがある場合は、その事項についてあらかじめ本人の明確な同意を得るよう当組合に求めることができます。
- (2) 被保険者等から上記の意思表示がない場合は、公表された利用目的について同意が得られたものとします。
- (3) 同意及び保留は、被保険者等からの申し出により、いつでも変更は可能です。停止を希望される場合には、当組合までご連絡ください。